

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府 省 庁 名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	国民健康保険団体連合会が行う診療報酬等の審査支払業務等の非課税化	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）においては、今後、審査業務の更なる高度化・効率化に取り組む必要があるところ、その財源は審査支払業務等に係る委託手数料から積み立てる必要があるが、審査支払業務等は課税対象であるため、これらの投資に向けた原資を柔軟かつ迅速に調達しにくい構造になっている。</p> <p>・ 特例措置の内容 審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、国保連合会の審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする。 法人税について、上記の措置が認められた場合、法人住民税及び事業税についても同様の措置を講じる。</p>	
関係条文	地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第3号、第72条の23第1項第1号及び第292条第1項第3号	
減収見込額	<p>[初年度] (—) [平年度] (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 国保連合会の審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 国保連合会においては、今後、審査業務の更なる高度化・効率化に取り組む必要がある。</p> <p>※ 平成29年7月に策定された「支払基金業務効率化・高度化計画・改革工程表」（厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金）において、「国民健康保険団体連合会においても同時並行的に支払基金の改革と整合的かつ連携して取組みを進める」とされており、これに基づき、審査業務のさらなる高度化・効率化に取り組むための原資を、柔軟かつ迅速に調達する必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標) I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標) 3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること (施策目標) 3-1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること
	政策の達成目標	国保連合会の審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成31年4月1日からの恒久措置
	同上の期間中の達成目標	国保連合会の審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする。
政策目標の達成状況	—	
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、国保連合会の審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、国保連合会の審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度となる。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>
<p>ページ</p>	<p>4—3</p>